

議案第28号 特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

農地利用最適化交付金の創設を受け、農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農業委員等の報酬を加算することができることとするもの。

特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小松島市条例第36号)新旧対照表

現行				改正後（案）				備考	
別表(第1条関係)※抜粋				別表(第1条関係) ※抜粋				追加	
種別	職名	報酬		種別	職名	報酬			備考
		区分	金額(円)			区分	金額(円)		
農業委員会	会長	月額	16,700	農業委員会	会長	月額	16,700		ただし、予算の範囲 内で小松島市農業委 員会の委員等の報酬 支給に関する規則(平 成31年小松島市規則 第〇〇号)に定める活 動実績報酬及び成果 実績報酬を加算する ことができる。
	副会長	〃	14,300		副会長	〃	14,300		
	委員	〃	11,000		委員	〃	11,000		
	農地利用最適化推進委員	〃	11,000		農地利用最適化推進委員	〃	11,000		